

特定震災特例経営強化計画の 履行状況報告書

令和元年 6 月（2019 年 6 月）



相双五城信用組合

1. 平成 31 年 3 月（2019 年 3 月）期決算の概要	・ ・ ・	1
（1）経営環境及び震災復興への取組み体制	・ ・ ・	1
① 経営環境		
② 震災復興への取組み体制		
（2）決算の概要	・ ・ ・	1
① 資産・負債の状況		
② 損益の状況		
③ 自己資本比率の状況		
2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	・ ・ ・	3
（1）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策の進捗状況	・ ・ ・	3
① 中小規模の事業者に対する金融円滑化の取り組みの進捗状況		
② 中小規模の事業者に対する経営改善支援の取り組みの進捗状況		
③ 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策の進捗状況		
（2）被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況	・ ・ ・	7
① 被災者への信用供与の状況		
② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策の進捗状況		
（3）その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	・ ・ ・	17
① 経営革新等支援機関としての支援の進捗状況		
② 創業または新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況		
③ 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況		
④ 早期の事業再生に資する方策の進捗状況		
⑤ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況		
（4）経営基盤の充実のための方策の進捗状況	・ ・ ・	21
① 店舗戦略の明確化の進捗状況		
② 預金増強並びに基盤強化の進捗状況		
（5）人材育成のための方策の進捗状況	・ ・ ・	24
3. 剰余金処分の方針	・ ・ ・	26
4. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策の進捗状況	・ ・ ・	26
（1）経営管理に係る体制及び方針	・ ・ ・	26
（2）業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針	・ ・ ・	27
（3）与信リスクの管理及び市場リスクの管理を含む各種リスク管理の状況並びにこれらに対する今後の方針	・ ・ ・	28

1. 平成 31 年 3 月（2019 年 3 月）期決算の概要

（1）経営環境及び震災復興への取組み体制

① 経営環境

国内経済は、政府の経済政策の推進により、雇用・所得環境の改善が続く中で緩やかに回復をしておりました。しかしながら、年度末に於きましては、外需の低迷による生産や輸出の落ち込み、米中貿易摩擦、中国経済の減速、混迷する中東情勢による原油価格の変動など不透明さが増し、景気判断は 6 年ぶりに悪化に転じた状況でした。

一方、福島県内の経済状況を見ますと、公共投資は、震災からの復興に向けた取り組みが続く中で、一時の勢いを失い大幅に減少傾向にあります。個人消費につきましても、持ち直しの動きが鈍化した状態にあり、総じて回復に向けた動きが足踏み状態にあります。

当組合の営業地域であります相双・いわき地区並びに宮城県仙南地区に於きましては、少子高齢化による労働力不足が続いている状況ではありませんものの、震災や原発事故による風評被害などの困難に直面しながらも、復興に向け一歩ずつ前に進んでいることが感じられます。

② 震災復興への取組み体制

このような状況の中、当信用組合では、直接・間接的に被災されたお客様を含め、地域の中小零細事業者や個人の皆様に対し、十分な金融仲介機能を発揮していくことが、地域経済の復興と活性化に不可欠であると考え、平成 23 年（2011 年）度に、金融機能強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）附則第 11 条に規定する特定震災特例協同組織金融機関として全国信用協同組合連合会（以下、「全信組連」という。）を通じた 160 億円の資本支援を受け、財務基盤の強化を図り、東日本大震災からの復興支援及び地域の中小零細事業者等への信用供与の円滑化に向けた体制を整えております。

今後も、金融機能強化法に基づく「特定震災特例経営強化計画」を着実に進め、震災からの復興支援に役職員が一丸となって取り組んでまいります。

（2）決算の概要

① 資産・負債の状況

ア. 貸出金残高

貸出金残高（末残）は、平成 30 年 3 月（2018 年 3 月）末比 1,257 百万円増加の 40,167 百万円となりました。

平成 31 年 3 月（2019 年 3 月）期時点で、復興へ向けた融資に積極的
に取り組み、また、太陽光発電関連融資、本部による協調融資等を実
施した結果、貸出金残高は増加しました。しかし、営業エリアにおけ
る事業性融資実行が依然低調であり、稼働 11 店舗における貸出金残高
（末残）は、平成 30 年 3 月（2018 年 3 月）末比 867 百万円増加の 35,806
百万円となりました。

イ. 預金残高

預金残高（末残）は、平成 30 年 3 月（2018 年 3 月）末比 53 百万円
増加の 80,750 百万円となりました。

要求払は補償金、公金預金により 365 百万円の増加、定期預金は「万
葉の風」、「蔵王（The Oh）ーナー」のキャンペーン商品の推進
を実施したものの原発事故による避難者の生活再建資金等流出により、
残高 45,566 百万円で同比 376 百万円の減少、定期積金残高につきまし
ては 64 百万円増加となりました。

② 損益の状況

貸出金利回りは震災後の復興資金等低金利商品の影響により依然とし
て低い状況ではありますが、太陽光発電関連融、資更には消費者ローンの
積極的推進に取り組んだことにより貸出金残高が前年同期比増加し、貸出
金利息収入が増加となりました。一方、余資運用利息については、マイ
ナス金利政策等による市場金利の低下から、運用利回りの低下及び残高
の減少により預け金利息は減少しましたが、有価証券の満期償還等に伴
う入替え及び新規購入による残高の増加、更には、前年度下期以降から
のＪリートへの投資により有価証券利息配当金が増加し、資金運用収益
全体では前期比増加となりました。

また、業務純益は、145 百万円を確保することができましたが、経常利
益は、前年度まで東京電力の賠償金等による繰り上げ返済等により貸倒
引当金戻入益がありましたが、原発事故による休止店舗の貸出残高が減
少し繰り上げ償還等がほぼ終了したことにより貸倒引当金戻入益ではな
く、貸出金の増加による引当金の増加及び債務者区分のランクダウン先
に対する引当金計上により貸倒引当金繰入となり、123 百万円の経常利益
で、当期利益は 177 百万円となりました。

今後におきましてもより一層、地域の復旧・復興に継続的に貢献しつ
つ収益力の強化を図ってまいります。

③ 自己資本比率の状況

自己資本比率は、国内の金融機関として最低必要とされる4%を大きく上回る40.86%と高水準を維持しております。

2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策の進捗状況

① 中小規模の事業者に対する金融円滑化の取り組みの進捗状況

ア. ローンセンターの設置

当信用組合では、各営業店において常時渉外担当者の訪問及び窓口での融資相談を受付けております。しかしながら、地域の事業者、勤労者等におきましては様々な状況での融資相談が考えられますことから、既存の営業店の中から、お客様の来店しやすい立地条件と考えられる福島県エリアの相馬西支店、宮城県エリアの亘理支店をローンセンターとして体制を整備し、平成29年4月3日（2017年4月3日）よりフルバンク機能を併用したローンセンターの営業をスタートし、融資相談に対応しております。

イ. 休日融資相談会の開催

平成28年10月（2016年10月）から、お客様より全店にて融資相談会を開催して頂きたいとの要望を受け、相談所を除く全店舗にて、毎週火曜日午後5時～午後7時まで、夜間融資相談会を実施し、また、毎月第3日曜日の午前10時～午後4時までローンセンターによる休日融資相談会を開催し融資相談に対応しておりました。夜間融資相談会においては、平成30年8月（2018年8月）より福島県店舗、宮城県店舗の顧客を集約する取組の下、ローンセンターのみにて開催しております。今後も、より多くのお客様のニーズにお応えすべく、ホームページへの掲載や窓口相談等により復旧・復興の一助となるようタイムリーな資金等の提供を行ってまいります。

【休日融資相談会受付実績】（夜間融資相談会実績も含む）（単位：件、百万円）

	2012年6月 2018年11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	合計
相談件数	1,063	6	4	9	7	4	1	1,094
実行件数	328	2	2	2	3	1	0	338
実行金額	2,175.0	4	1.5	2.6	4.8	0.8	0	2,188.7

ウ. 中小零細事業者向け商品の販売

当信用組合では、地域金融の円滑化のため東日本大震災以前より資金調達力の乏しい中小零細事業者向け事業性融資商品を率先して複数提供しております。

いずれも中小零細事業者には使いやすい商品となっており、今後とも地域への金融サービスの充実を図るため、当信用組合では新商品の開発に継続して取り組んでまいります。

・「ＳＳグレードローン」「ＳＳグレードカードローン」

<令和元年５月（２０１９年５月）末現在>

（単位：件、百万円）

商品名	件数	融資残高	商品概要
ＳＳグレードローン	12	57	平成 27 年 10 月（2015 年 10 月）より取扱開始・対象先として融資新規先で帝国データバンクのデータ保有先、債務超過でなく営業黒字先・融資金額は 3,000 万円まで
ＳＳグレードカードローン	2	4	平成 27 年 10 月（2015 年 10 月）より取扱開始・対象先はローン同様・極度額 1,000 万円まで ＊平成 30 年 6 月（2018 年 6 月）より 500 万円から 1,000 万円に増額

・「ＳＳスピードローン」「ＳＳクイックローン」「宮城県市町村中小企業振興資金」

<令和元年５月（２０１９年５月）末現在>

（単位：件、百万円）

商品名	件数	融資残高	商品概要
ＳＳスピードローン	0	0	１年以上の事業実績など福島県信用保証協会が定めた条件の対象者（中小零細事業者）・所定チェックリスト適合により保証決定・融資金額 1,000 万円まで
ＳＳクイックローン	8	77	１年以上の事業実績など福島県信用保証協会が定めた条件の対象者（中小零細事業者）・ファックスで申込受付し、即日保証決定・融資金額 5,000 万円まで
宮城県市町村中小企業振興資金	65	142	宮城県の各市町村が定めた条件の対象者（中小零細事業者）・保証協会の保証料を市町村が負担・融資金額 2,000 万円まで

エ. 地域に密着した営業戦略の実践

当信用組合の営業エリアでは、現在も、原発事故に伴う帰還困難区域等の指定（解除により帰還可能地区も有り）により地域住民が避難

生活を余儀なくされており、生活基盤・経済活動基盤が損なわれている状況が継続し、さらには放射能被害による風評の影響を現在も払拭しきれずにあります。

一方、津波による被災地域では、防災集団移転促進事業による被災土地の買上げはほぼ終了し、被災者の移転も進んでいる状況であります。しかし、個人ローンのニーズも引き続き発生していることから、被災した個人の方々への個別訪問活動を継続し実施しております。

又、事業者の方々へは、毎週水曜日を事業所開拓専門日（開拓に特化）として重点的に訪問するなど、フェイス・ツー・フェイスによる地域に密着した営業活動を推進しております。

地域別の震災復興状況に合わせ、現在は、各ローンセンターにおいて資金需要に対応すべく毎週火曜日午後5時～午後7時まで夜間融資相談会、更には、毎月第3日曜日に休日融資相談会を実施しております。

② 中小規模の事業者に対する経営改善支援の取組みの進捗状況

ア. 信用リスク管理システムの活用

当信用組合では、中小規模の事業者に対する積極的な信用供与に取り組むため、信用リスク管理システムを導入し、信用格付に基づき取引方針を検討し融資推進を図っております。

震災及び原発事故の影響により止む無く事業活動を休止されていたお客様や、震災の影響による財務内容が回復しないお客様におきましても、担当部署の融資部と営業店が協議し、経営改善支援委員会におきまして、極力財務内容把握のための協議をしながら融資対応を行っております。

当信用組合は、地域に密着した金融機関として、これまで培ってまいりましたお客様との信頼関係や、個別訪問による震災後の蓄積情報等を基本に、信用リスク管理システムを活用した速やかな経営分析及び与信判断を行い、中小零細事業者の強みや弱みを見極め、顧客サポートを行うとともに、特に必要と判断した与信先について、顧問契約を結んでいる中小企業診断士（以下、「経営改善支援コーディネーター」という。）の適時訪問による経営指導を行っております。（経営改善支援先：平成23年（2011年）度から平成30年（2018年）度まで189先、令和元年（2019年）度10先抽出）

イ. 経営改善支援コーディネーターの派遣

顧客サポートを行うべく、特に必要と判断した与信先について、経営改善支援コーディネーターと共に同行訪問を毎月2日実施、2先から4先を適時訪問による経営相談・経営指導等を行っております。(経営改善支援先：平成28年(2016年)度34先抽出、23先に対し37回同行訪問、平成29年(2017年)度19先抽出、15先に対し35回同行訪問、平成30年(2018年)度13先抽出、10先に対し36回同行訪問、令和元年5月(2019年5月)末現在10先抽出、4先に対して4回同行訪問実施)

ウ. 外部機関の「福島県産業復興相談センター」「福島県よろず支援拠点」「宮城県よろず支援拠点」等との連携

お客様の経営改善支援や事業再生につきましては、状況により高い専門性が求められることもありますことから、外部機関の福島県産業復興相談センターの専門家派遣事業を活用した専門家派遣支援、宮城県よろず支援拠点コーディネーターを活用した支援などにより経営上抱える問題の解決に取り組み、また、経営改善計画書の作成支援を実施しております。

平成28年(2016年)度は「福島県産業復興相談センター」と5先連携のうえ、平成29年(2017年)度まで1先は引き続き経営改善計画書を作成し条件変更を実施しております。また、「福島県よろず支援拠点」、「宮城県よろず支援拠点」については、「宮城県よろず支援拠点」が1先を支援済みであり、今後におきましても引続き連携し、外部支援を必要と判断した先に対しては、積極的に専門家派遣等を行い、地域事業者支援に取り組んでまいります。

又、当信用組合の営業地域内では震災後人材確保に苦慮している事業所も多く存在していることから、平成29年(2017年)度下期より一般社団法人キャリア支援機構主催での人材確保に向けた事業者向けセミナーを開催し、平成30年3月(2018年3月)末まで事業者4先への専門家派遣を実施しておりましたが、同事業者では、地元採用を強く希望しており同セミナーでの採用はありませんでした。

エ. 経営改善支援の進捗状況の検証

α. 経営改善支援委員会並びに常務会における検証

当信用組合では、引続き信用供与の円滑化を図るため、融資部を中心としたスタッフで経営改善支援委員会(現在5名体制)を設置

しており、経営改善計画書を徴求した大口与信先及び経営改善支援先並びに条件変更先等につきましては、常時営業店の管理職または役席が訪問しております。

更に、外部支援機関と連携して実施した同行訪問時の状況・経営改善支援コーディネーターとの同行訪問時の状況等の報告について、毎月開催している同委員会においてその内容を精査し、改善状況等を把握するとともに、経営上の問題点の解決策及び改善に向けたアドバイス等の指導提案を営業店に行い、その進捗状況の継続的な管理指導を行っております。

又、毎月開催している同委員会後、その都度常務会に経営改善支援の進捗状況を報告し、常務会は、当該報告内容を検証しております。

b. 理事会における検証

理事会において、常務会から経営改善支援委員会による経営改善支援先の管理状況の報告を受け、進捗管理を行うとともに、組合外部の有識者である非常勤理事による専門的な知識、経験等に基づいた幅広い視点から実効性の検証を行っております。

また、必要に応じ、常務会に対して改善策の検討・策定などを指示することとしております。

③ 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策の進捗状況

当信用組合は、経営者保証ガイドラインの営業店への周知徹底を継続して行っているほか、信用リスク管理システムを活用した速やかな経営分析及び与信判断を行ったうえで取引方針の決定を行い、確定した信用格付に基づいて信用貸付枠を設けて事業性評価に基づいた店長専行権限による融資に積極的に取組み融資推進を図っております。

また、融資審査においては、同システムによる格付や資金計画の妥当性も含め判断しており、担保または保証に過度に依存しない融資を実践しております。

(2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況

① 被災者への信用供与の状況

当信用組合の主要な営業エリアである福島県の相双地区につきましては、東日本大震災の発生から8年以上が経過した現在においても、原発事故等の影響が続いております。このため、当信用組合では、訪問や電話連絡等により被災者の現況を適時把握して、新規融資及び条件変更を含めたニーズに対応すべく、被災者の復興支援に取り組んでおります。

【被災者向け新規融資の状況】

(単位：先、百万円)

	新規融資			
	令和元年5月(2019年5月)末までの累計		うち条件変更先に対する新規融資	
	先数	金額	先数	金額
事業性資金	626	21,113	166	7,308
運転資金	151	2,154	90	1,933
設備資金	408	18,786	68	5,290
カードローン	67	172	8	85
消費資金	60	203	26	49
住宅ローン	232	4,381	13	284
合計	918	25,698	205	7,641

② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策の進捗状況

当信用組合では、地域に根差した金融機関として、地域経済の再興へ向けた取組みを強化すべく、当信用組合のお客様はもとより、お客様以外の地域の中小規模事業者並びに個人の皆様に対し十分かつ円滑な資金供給を行っていくことを改めて強く決意し、国や地方自治体をはじめとする行政や公的機関、信用組合業界の系統中央機関である全信組連などの外部関係者の協力を仰ぎながら、これを強力に実行しております。

主な施策につきましては以下のとおりです。

ア. 被災者向け商品の提供

a. 中小規模業者向け

・「そうごしんくみ復興特別資金」

東日本大震災により被災された事業者等を対象に、2億円を融資限度として運転資金、設備資金、借り替え資金等を低金利（当初2年間固定）にて提供。

（取扱期間を令和2年3月（2020年3月）末まで延長。）

・「そうごしんくみ復興アパートローン」

東日本大震災により被災された法人・個人を対象に、2億円を融資限度として修繕費、賃貸不動産購入・建築等の設備資金を提供。
(但し、アパート需要の落ち着きにより同ローンの取扱を平成31年3月(2019年3月)末で取扱を中止しました。)

<令和元年5月(2019年5月)末現在>

(単位：件、百万円)

商品名	件数	融資金額	商品概要
そうごしんくみ復興特別資金 (プロパー)	207	4,788	東日本大震災の被災事業者等・限度額2億円・運転資金の手形貸付は原則担保不要
そうごしんくみ復興アパートローン (プロパー)	273	15,107	東日本大震災の被災を受けた法人、個人・限度額2億円・対象物件担保

b. 個人向け

・「災害復旧住宅ローン」

平成24年(2012年)度以降は、相馬市・新地町による土地買取価格の調整が図られたほか、平成26年(2014年)度以降は、相馬市・南相馬市の防災集団移転促進事業が促進され、被災者に対し住宅の再建支援策として、金利を優遇した災害復旧住宅ローンの実行累計は平成31年3月(2019年3月)末現在で229件：4,336百万円まで進捗するなど、被災者の復旧の一助を担って参りました。

しかしながら、被災者の住宅再建は概ね完了しており、災害復旧住宅ローンの需要は無くなりつつあると考えており、令和元年度は取扱を中止しております。

尚、平成31年1月(2019年1月)より、災害公営住宅に居住している被災者が当該公営住宅を買取る場合の支援として、災害公営住宅ローンを発売致しました。

<令和元年5月(2019年5月)末現在>

(単位：件、百万円)

商品名	件数	融資金額	商品概要
災害復旧住宅ローン	229	4,336	東日本大震災の罹災者に対する住宅の新築、増改築資金、住宅用土地及び住宅の購入資金等
災害公営住宅ローン	1	4	災害により公営住宅に居住しており、公営住宅の買取りを行う者。 500万円以内、10年以内、担保・保証人原則不要。

イ. 相談機能強化

当信用組合では、よりきめ細やかな相談・サポートを実践するため、双葉郡の行政機能が移転した先や地域の住民が多く避難された会津若松市・二本松市に相談所を継続開設し、融資のみならず、お客様のあらゆる相談の対応とサポートに傾注しております。

特にいわき市は、浪江町、大熊町、富岡町の事業者、住民の方々が多数転入されていることを踏まえ、同市内の支店（いわき支店）は、営業店としての全ての業務を行いサービスの向上を図っております。

この様な中、原発避難地域の居住制限解除等が進んでおり、原発事故により休業している3店舗（浪江支店・大熊支店・富岡支店）のうち浪江支店を令和2年1月（2020年1月）中旬に営業再開を予定しており、浪江地区周辺のお客様に対するサービスの向上を図って参ります。

【各相談所の相談受付実績】

＜令和元年5月（2019年5月）末現在＞

（単位：件）

	平成30年11月 (2018年11月)末	二本松相談所	会津若松相談所	いわき支店 (旧いわき相談所)	合 計
相談件数（預金・融資）	10,247	143	116	1,094	11,600
内預金	8,042	134	109	1,092	9,377
内融資	2,205	9	7	2	2,223

ウ. 被災信用供与への柔軟な対応

当信用組合の主要な営業エリアである福島県の相双地区につきましては、東日本大震災の発生から8年以上が経過した現在においても、原発事故等の影響が続いております。このため、当信用組合では、訪問や電話連絡等により被災者の現況を適時把握して、新規融資及び条件変更を含めたニーズに柔軟な対応を行い、被災者の支援に積極的に取り組んでおりますことから、被災による平成23年4月（2011年4月）末の延滞発生先数は1,330先98億円となっておりますが、令和元年5月（2019年5月）末までに事業資金と住宅資金において694件173億円の条件変更を実施し、他に消費者ローンの条件変更等にも取り組みましたことから、原発被災外店舗では若干の増減はあるものの原発被災店舗では着実に減少し、令和元年5月（2019年5月）末では799先5,278百万円減少し、延滞先数・残高は10先107百万円となり、債

権の正常化が進んでおります。

・債権管理サポートチームの創設

当信用組合では、東日本大震災以降、被災されたお客様の多くが就業や営業の生産活動の中止を余儀なくされ、融資の弁済が困難となったことを考慮し、平成 23 年 7 月（2011 年 7 月）より融資部を中心とする組織横断的な債権管理サポートチームを発足し、随時電話により延滞状況を確認する他、2 か月毎に各相談所を臨店し、被災者状況の確認・指導を行う等のサポートをしておりました。こうした中で延滞が震災以前より減少していることから、平成 27 年 3 月（2015 年 3 月）より融資部職員のみでの債権管理サポートチームとし、平成 28 年 8 月（2016 年 8 月）に震災から 5 年が経過し延滞先が相当減少したことから発足当時の役目は果たしたと判断、これにより債権管理サポートチームを解散し、残りの震災関連融資につきましては融資部が引き継ぎ、継続的なサポート体制をとっております。

【震災後の延滞債権の推移】

（単位：先、百万円）

	平成 23 年 4 月 (2011 年 4 月) 末		令和元年 5 月 (2019 年 5 月) 末		対比	
	先数	残高	先数	残高	先数	残高
原発被災外店舗	521	4,457	32	478	△489	△3,979
原発被災店舗	809	5,385	10	107	△799	△5,278
計	1,330	9,842	42	585	△1,288	△9,257

【震災後の条件変更実行（令和元年 5 月（2019 年 5 月）末現在）】

（単位：件、百万円）

	事業資金		住宅資金	
	実行件数	実行債権金額	実行件数	実行債権金額
原発被災外店舗	364	7,607	77	907
原発被災店舗	188	8,002	65	796
計	552	15,609	142	1,703

【震災後の事業性資金、住宅資金、消費者ローンに係る条件変更実行】

(単位：件、百万円)

	平成 23 年 4 月 (2011 年 4 月)～ 平成 30 年 11 月 (2018 年 11 月)		平成 30 年 11 月 (2018 年 12 月)～ 令和元年 5 月 (2019 年 5 月)		計	
	実行件数	実行債権金額	実行件数	実行債権金額	実行件数	実行債権金額
事業性資金	533	15,241	19	368	552	15,609
住宅資金	139	1,657	3	46	142	1,703
消費者ローン	56	33	0	0	56	33

エ. 外部機関との連携による対応

a. 事業再生ファンド等の活用

・「福島県産業復興相談センター」

当信用組合は、福島県産業復興相談センターと連携を図りながら被災された中小零細事業者の状況に応じた支援を実施するため、同センターを相談窓口とし、積極的に活用することとしております。

平成 27 年 (2015 年) 度までの相談件数は 7 件となっており、平成 28 年 4 月 (2016 年 4 月) から令和元年 6 月 (2019 年 6 月) までの債権買取相談・希望受付分については、具体的事例はありませんが、以前より債権買取に限らず、経営課題の相談に乗り、必要に応じ他の金融機関等の支援機関との連携調整等や経営課題解決に向けた施策、条件変更等に向けた協議等を行っています。

・「福島産業復興機構」

当信用組合は、被災したお客様の迅速な事業再開を通じた被災地域の復興を図るため、平成 23 年 12 月 (2011 年 12 月) に福島県、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び県内金融機関との共同出資により設立した「福島産業復興機構」に有限責任組合員として資本参加しており、地域復興に向けた金融面からの取組みを後押しするとともに、事業再生が見込まれるお客様について、同機構の活用を検討し、事業再開や事業再生を支援する体制を整えております。

平成 27 年 (2015 年) 度までの同機構による支援決定は 5 件 (うち 4 件買取、1 件組合で独自支援)。平成 28 年 (2016 年) 度以降は相談や具体的事例はありませんが、今後につきましても、お客様の特性・状況に応じた事業再生の機会を提供できるよう継続的に同機構と連携して活用を推進してまいります。更に、継続して周知活動を行って参ります。

・「東日本大震災事業者再生支援機構」

東日本大震災事業者再生支援機構の特性を考慮し、できる限り多くのお客様に対し、事業再生の機会をご提供できるよう日々の営業活動において状況把握に努めており、同機構の積極的な活用を本部、営業店と連携して推進しております。

平成 27 年（2015 年）度までに 4 先協議を行い 3 先について同機構による買取が完了し、1 先については当信用組合が独自で支援（条件変更等）を実施しました。

平成 28 年（2016 年）度以降は債権買取相談等はありませんが、今後も同様の相談があった場合には、債務者の業況等を見極め柔軟に対応し、可能な限り支援を実施する方針であります。

・「しんくみりカバリ」

信用組合業界では、業界専用の再生ファンドである「しんくみりカバリ」を設立して、地域の中小企業の再生と活性化に向けた取組みを進めております。

また、福島県内の中小企業を対象とした再生ファンドとしては地域活性化ファンドとして当信用組合を含む福島県内の 6 金融機関、福島リカバリ（株）、（株）農林漁業成長産業化支援機構、福島県、（株）みずほ銀行が有限責任組合員となって構成されている「ふくしま地域産業 6 次化復興ファンド」（農林漁業者が他産業と対等の立場で事業展開する「6 次化事業体（合弁会社）」に、ファンドが必要な成長資金を供給し、形成困難であった異業種との強力な結びつきを、ファンドによる戦略的連携により実現させることを目的として設立）がありますが、当信用組合関係事業者ではまだ利用実績がないものの、今後のお客様に引続き周知を図り、お客様の状況等に応じて、今後もファンドの活用を検討してまいります。

b. 私的整理ガイドラインに基づく債務整理への対応

個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の申請につきましては、平成 29 年 12 月（2017 年 12 月）末時点で弁済計画書に同意したものは 2 件となっており、現在は完済しております。

平成 28 年（2016 年）度以降は相談受付の案件はありませんが、引続き個別訪問により丁寧な説明を心掛けて周知継続を図ってまいりますとともに、相談案件が発生した場合には、速やかに対応してい

くよう周知しております。

今後も、お客様の意向や状況を最大限に考慮したうえで積極的に利用を勧奨し、弁護士や税理士とも連携しながら、ガイドラインに沿った債務整理等を適切に活用してまいります。

オ. 消費者ローンの推進強化

お客様への積極的な訪問活動を踏まえ、個人のお客様に対しましては、ライフサイクルに応じた資金需要も考えられますことから、即時対応可能な消費者ローンの推進を図っております。

推進方策といたしましては、当信用組合が推進しております職域提携先（各事業所との提携により従業員等への優遇商品の提供を実施）への積極的なセールス、プロパー消費者ローンを推進しております。

【消費者ローン実行金額一覧】

＜令和元年5月（2019年5月）末現在＞

（単位：件、百万円）

	2016年4月 2018年11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	合計
実行件数	1,188	28	33	44	66	42	32	1,433
実行金額	1,345	35	38	49	66	59	40	1,632

カ. 「地方創生」への積極的参画

人口減少や高齢化による地方経済の地盤沈下を防ぐ試みは、私ども地域金融機関である信用組合が成し遂げなければならない大切な使命であると認識しており、地方公共団体による「地方創生」事業へ積極的に参画し、「地方創生」実現に向けて取り組んでおります。

＜包括的連携協定書締結自治体一覧＞

平成28年7月6日（2016年7月6日）

相馬市（エリア店舗：本店、相馬港支店、相馬西支店）

平成28年7月11日（2016年7月11日）

蔵王町（エリア店舗：蔵王支店）

平成28年7月28日（2016年7月28日）

新地町（エリア店舗：新地支店）

平成28年9月16日（2016年9月16日）

亘理町（エリア店舗：亘理支店）

平成28年12月2日（2016年12月2日）

岩沼市（エリア店舗：岩沼支店）

平成29年9月5日（2017年9月5日）

大河原町（エリア店舗：大河原支店）

平成 30 年 3 月 22 日（2018 年 3 月 22 日）

南相馬市（エリア店舗：原町支店、鹿島支店）

更に、直接的な金融サービスのみならず、地域的な課題を含んだ事業所の課題解決に資するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部を中心として、相馬市、新地町、相馬市商工会議所、新地町商工会及び当信用組合と連携し、「相馬地域（相馬市・新地町）の新しい事業展開を考える」ための連携講習を平成 30 年（2018 年）度中に地公体職員、商工会議所及び商工会職員、当信用組合職員、対象企業に選定した 13 社のうち 4 社が参加し 11 回開催しました。期間は平成 30 年 5 月に第 1 回目として以後毎月平成 31 年 3 月（2019 年 3 月）迄講習を受け、最終回の 3 月には、期間中に作成した事業計画等を参加企業の 3 社が当信用組合職員と共に発表するなどの取組みを致しました。

又、蔵王町の観光振興等を後押しする取組として、懸賞付定期預金「蔵王（The Oh）ーナリー」を平成 30 年 11 月（2018 年 11 月）より平成 31 年 2 月（2019 年 2 月）まで全店にて 30 億円販売し、平成 31 年 3 月 15 日（2019 年 3 月 15 日）に蔵王町商工会にて抽選会を開催し当選者が確定しました。更に、地域活性化のために役立ててもらうべく募集金額の 0.01%を蔵王町役場に寄付しました。

【地方創生関連預金商品残高一覧】

≪令和元年 5 月（2019 年 5 月）末現在≫

（単位：件、百万円）

		本店	相馬港支店	相馬西支店	新地支店	亘理支店	蔵王支店	岩沼支店	大河原支店	原町支店	鹿島支店	いわき支店	合計
健康応援	口数	51	21	15	32	18	22	6	16	3	4	—	188
定期預金	金額	69.6	40.9	22.7	40.5	23.5	26	4.9	22.8	1.9	5.3	—	258.4
子育て支援	口数	47	6	6	11	14	6	4	2	3	23	1	123
定期預金	金額	73.5	4.4	3.7	12.8	12.9	15.5	5	1.5	4.2	31.1	3	168.0

キ. オールふくしま経営支援事業との連携強化

福島県内の中小企業等は風評被害の影響により厳しい状況が続いており、地域活性化のためにも地域事業者の活力が必要不可欠であり、中小企業等の経営支援体制をとるべく、金融機関の連携を図ることを目的として、「オールふくしまサポート委員会」及び「地域サポート委員会」が平成27年10月9日（2015年10月9日）設立されました。

このことから、当信用組合におきましては、本部支援担当部署及び福島県内稼働店舗の各店長を同委員会へ参加するメンバーとし、福島

県内の各稼働店舗を相談窓口としております。

オールふくしま経営支援事業との連携強化の為、オールふくしま全体会議、オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会相双地域ネットワーク会議、オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会いわきネットワーク会議に参加しております。令和元年5月（2019年5月）末現在オールふくしま経営支援事業を活用した中小企業等の経営支援事業の実績は有りませんが、引き続きオールふくしま経営支援事業を活用すべく地域事業者への周知活動を図り地域事業者支援に取り組んでおります。

ク. 地方公共団体への支援

各地方公共団体においては、インフラ整備を含む地域復興や、拡散した放射性物質の除去・除染作業に伴う各種復興事業が見込まれることから、当信用組合では、地元地方公共団体の資金調達のための入札や地方債引き受けに積極的に応じることとしております。

しかしながら、近年各金融機関とも低金利であるため、なかなか落札することができずにはありますが、地域金融機関として積極的に取り組んでおります。

【地公体融資実行件数・金額】

《令和元年5月（2019年5月）末現在》

（単位：件、百万円）

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
実行件数	12	17	8	7	0
実行金額	2,622	1,912	1,023	895	0

ケ. 日本銀行の「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」の利用

当信用組合では、平成 23 年（2011 年）度から全信組連を通じ、毎年度日本銀行による期間 1 年の「被災金融機関を支援するための資金供給オペレーション」の利用を継続し、潤沢な手元資金を確保することで、被災者の預金引き出しや資金需要に応える態勢を整えております。

コ. 当信用組合による被災地支援の取り組み

地域活性化のため、蔵王町の観光振興を後押しするため、懸賞付定期預金「蔵王（The Oh）ーナー」を平成 30 年 11 月 1 日（2018 年 11 月 1 日）から平成 31 年 2 月 28 日（2019 年 2 月 28 日）まで 30 億

円を販売しました。平成 31 年 3 月（2019 年 3 月）に抽選会を行い、平成 31 年 4 月 22 日（2019 年 4 月 22 日）に 30 万円を蔵王町に寄附しました。

又、令和元年（2019 年）度に於いては、相馬市の観光復興を後押しする為、懸賞付定期預金「駒むすび」を令和元年 6 月 3 日（2019 年 6 月 3 日）から令和元年 8 月 30 日（2019 年 8 月 30 日）まで 20 億円を販売し、令和 2 年 4 月 17 日（2020 年 4 月 17 日）に抽選会を行います。1 等の景品（20 本）として相馬市の旅館宿泊券、2 等の景品（200 本）として相馬市の取引先から商品を購入し、当選者へ配布致します。尚、募集金額の 0.015%を相馬市に寄付します。

被災地支援の取組みとして、地域の中小企業に対して積極的な金融支援等を実施すると共に、市街地の清掃活動の実施、更には盆踊り等の地域イベント、商工会イベント等に率先して参加するなど、地域貢献に取り組んでおります。

＜主な支援事例＞

【事例 1】新たに革新的サービスの提供に取り組む中小企業支援

2017 年に福島県相馬市にて新たに創業した個人事業主 I 氏（WEB デザイン・チラシ作成、レーザー加工業）に対して、主に女性をターゲットにハンドメイド製品やデジタル工作機器を利用した「ものづくり」が出来る場が無い事に対するニーズに応える為、デジタル工作機器を購入し、一般の方でも手軽に利用できるスペースの整備を行いたい旨の相談がありました。

当信用組合の顧問中小企業診断士と協議した結果、付加価値を向上させる新たなサービスの提供に繋がる取組みであると思料される事から、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の活用を提案し、同補助金事務局との個別相談も行いながら、同補助金の作成支援を実施しました。

（3）その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

① 経営革新等支援機関としての支援の進捗状況

当信用組合では、独立行政法人中小企業基盤整備機構などの各種団体や地域の商工会議所・商工会等と連携し情報の集積及び発信機能（東日本大震災からの経営再建や起業・新規事業展開に役立つ情報提供等）を強化するとともに、支援対象先へは当信用組合と経営改善支援コーディネ

ネーターと営業店担当者の帯同訪問により、平成 30 年度のものづくり補助金について、相談 2 先があり、補助金申請した先が 1 先、補助金申請を断念した先が 1 先という状況であります。

小規模事業者持続化補助金については令和元年 5 月末に於いて、相談 2 先あり、申請検討中であります。

引続き補助金等の情報を提供し、申請等のアドバイスを実施しております。各営業店に対しては、地方公共団体が発表した地方創生事業に沿った地域活性化に取り組んで行くよう、継続的に職員を説明会・セミナー等に積極的に参加させ支援・連携態勢の強化を図っております。

② 創業または新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況

ア. 各種商工団体との連携

各種団体や地域の商工会議所・商工会等と連携し、情報の集積及び発信機能（東日本大震災からの経営再建や起業・新規事業展開に役立つ情報提供等）を強化するとともに、各種団体関係者を招致し、当信用組合取引先で、事業改善（再建）・創業・新規事業展開希望者へ、経営改善計画・事業計画書等に関する相談会を平成 31 年 1 月、2 月、3 月に実施しております。

今後も地域事業者の事業展開支援に貢献すべく、各種団体や地域の商工会議所・商工会等と連携し、支援体制を構築して参ります。

イ. 資金調達手段の情報提供

当信用組合を含め福島県内の 4 信用組合は、創業または新事業展開時における資金調達手段の多様化を図ることを目的として、クラウドファンディングを推進するためにミュージックセキリティーズ（株）と業務提携を結んだほか、いわき信組との「FAAVO磐城国」パートナー契約を締結し、購入型クラウドファンディングでの創業支援、販路拡大を支援しております。

平成30年11月17日（2018年11月17日）より当信用組合取引先にて購入型クラウドファンディングを開始し、平成31年1月29日（2019年1月29日）に終了した結果、目標額を達成しました。更に、令和元年5月1日より地域観光振興を目的とした、特定非営利活動法人を支援の為、「FAAVO磐城国」を活用してクラウドファンディングを実施中であり、今後におきましても、地域の中小零細事業者へ資金調達手段の情報提供を行って参ります。

ウ. 事業性資金融資の推進

当信用組合では、資金調達力の乏しい中小零細事業者向け事業性融資を率先して提供して参りました。創業または新事業展開におきましても、同様に、積極的に融資推進を図っております。また、福島県浜通り地区は東日本大震災による人口減少、農作地の回復が遅れているなか、国の再生エネルギー推進に後押しされメガソーラー立地が続いており他金融機関との協調融資で5先 4,224 百万円の融資を決定し令和2年（2020年）度には全額実行予定となっています。

＜令和元年5月（2019年5月）末現在＞

（単位：件、百万円）

融資先	件数	実行額	融資総額
A事業者	2	524	524
B事業者	6	1,000	1,000
C事業者	4	700	700
D事業者	2	265	1,000
E事業者	1	364	1,000

③ 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況

当信用組合では、原発事故の影響を受け、地域復興が不透明でさらに長期化することが見込まれるなかで、中小規模事業者が抱える経営問題が時々刻々と変化しており、事業再建や経営改善に向けた多種多様な金融支援が求められていると認識しております。

事業再建や経営改善支援にかかる相談につきましては、経営改善支援コーディネーターの随時訪問による経営指導及び他の支援機関と連携を図り、専門家派遣等の顧客サポートを行っております。

平成28年3月（2016年3月）に支援先の見直しを行い、平成28年（2016年）度は23先に対し、経営改善支援コーディネーターによる経営相談や指導を実施しており、内5先については外部支援機関にも依頼し、経営改善支援活動を実施致しました。平成29年（2017年）度は支援対象先として19先を選定し15先に対して経営改善支援活動を実施、平成30年（2018年）度は13先を支援対象先を選定し、10先に対して経営改善支援活動を実施しました。令和元年（2019年）度は10先を支援対象先を選定し、5月末現在4先に対して経営改善支援活動を行っており、6先に対しても今年度中に支援予定であります。今後も経営改善支援コーディネ

ネーター又は外部支援機関を活用し、積極的に派遣するよう取組んでまいります。

また、お客様の東日本大震災からの復興ステージに応じた事業再建や経営改善に向け、当面の運転資金の融資のほか、財務内容改善をはじめとする経営改革や経営改善計画についての提案・助言等についても経営改善支援事業を通じ積極的に実施しております。

④ 早期の事業再生に資する方策の進捗状況

ア. 支援態勢の確立

当信用組合は、日々の渉外活動において経営環境の変化や財務情報等の定量面における状況把握に加え、ヒアリングやモニタリングにより、経営者の意欲等の定性面の実態把握に努めており、早期の事業再生が必要とされるお客様を速やかに把握し、経営改善支援コーディネーターを擁して事業再生に向けた取組みを支援するための態勢を整えております。

また、早期の事業再生が必要と認められる大口与信先や、再生プロセスが長期間に及ぶお客様についても経営改善支援委員会により経営改善支援コーディネーターを擁して事業再生に向けた支援実施を指示しております。

なお、当信用組合では、事業の継続・再開を目指す中小規模事業者・個人の過大債務の負担軽減等の為の施策を広く知って頂くため日々の営業活動において周知を図っております。

令和元年（2019年）度も前年度同様、中小企業の決算分析力習得の為に、通信講座「財務分析」の受講者1名に対し検定試験を受験させ財務分析力向上によるスキルアップを図っております。

更に、福島県信用組合協会等が開催する各種集合研修、その他の団体等が開催するセミナーにも参加させ、融資目利き力・判断力の養成を行っております。

イ. 外部機関との連携

当信用組合では、お客様の状況を総合的に勘案したうえで、外部の中小企業診断士、税理士等の各種専門家との協働や「福島県産業復興相談センター」、「福島県よろず支援拠点」、「宮城県よろず支援拠点」、「中小企業基盤整備機構」からの各種専門家派遣等の連携を図り、中小零細事業者の事業再生に向けた様々な問題の解決、また、平成27年10月9日（2015年10月9日）に設立された「オールふくしまサ

ポート委員会」及び「地域サポート委員会」とも連携を図り、地域事業者の問題・課題等の解決に向けて外部機関との連携強化態勢を構築しております。

⑤ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況

当信用組合のお客様である中小零細事業者の中には東日本大震災及び原発事故に伴う影響、あるいは経営者の高齢化等により代替わりを考えている方がおり、事業の承継を検討している方の相談に乗り、当該経営権の移譲に付随して発生する税務面や法務面等の各種問題に対する支援を適切に行えるよう、当該事業者の税理士及び経営改善支援コーディネーター及び外部支援機関等と連携して、円滑な事業承継支援を図るべく取り組んでおります。

更に令和元年5月14日（2019年5月14日）に設立された全国の信用組合からなる「事業承継連携協議会」により、各信用組合との情報共有を図りながら、M&A等も視野に入れた活動も実施していく予定であります。

（４）経営基盤の充実のための方策の進捗状況

① 店舗戦略の明確化の進捗状況

ア. 融資推進強化店舗と預金推進強化店舗の設定

東日本大震災以降、当信用組合におきましては、宮城県南部への営業エリアの拡大により、各営業店の配置において北は宮城県の仙南地域から南は福島県のいわき市まで、広範囲となっております。

その様な中で、地域の特性を踏まえた営業戦略が必要であるものと考え、融資推進強化店舗と預金推進強化店舗を設定した上で、営業推進を図っております。

a. 融資推進強化店舗

本店、原町支店、相馬西支店、亘理支店、大河原支店、岩沼支店に於いて主に融資推進を中心として、常勤役員と営業店職員が同行訪問するなどの推進活動を実施しており、店長、役席者においては、帝国データバンク情報に基づく新規事業所開拓、一般職員においては、ハートフル覚書（職域優遇金利制度）締結事業所本体と従業員の複合取引開拓を実施し、融資量増強を図っています。

b. 預金推進強化店舗

相馬港支店、鹿島支店、新地支店、蔵王支店、いわき支店に於いて主に預金推進を中心とした営業活動をしており、自治体と包括的

連携協定書を締結し地方創生関連預金商品等により預金推進を図っております。

イ. ローンセンターの設置

既存の営業店の中から特に、お客様の来店し易い立地条件と考えられる福島県の相馬西支店並びに宮城県の亘理支店をローンセンターとして、平成 29 年 4 月 3 日(2017 年 4 月 3 日)より業務を開始しました。現在、毎週火曜日夜間融資相談会、月 1 回の日曜融資相談会を実施し、中小規模の事業者、勤労者の様々な状況に則した融資相談を受付ける体制強化を図っております。

ウ. 店舗の統廃合の検討

店舗別の採算を検討する上で、将来においても収益確保の厳しい店舗につきましては、時機を見て移転若しくは統廃合の方向性について検討しております。

また、原発事故による避難指示から臨時休業する福島県の浪江・大熊・富岡支店 3 店舗の再開及び営業エリア外の相談所の閉鎖につきまして、時期等諸事情を十分勘案し検討することとし、平成 29 年 3 月(2017 年 3 月)に避難指示が解除された富岡支店につきましては、当面の間 A T Mを稼働させ、又、浪江支店につきましては、令和 2 年 1 月(2020 年 1 月)中旬を目途に営業再開に向けて店舗改装等の準備しております。

② 預金増強並びに基盤強化の進捗状況

現在、我が国は人口減少時代に突入し、今後本格的な超高齢化社会を迎え、預金減少が顕在化することが予想されます。当信用組合にとって預金は金融機関の力のバロメーターであり、預金獲得による基盤は、すべての取引の源であるものと考えておりますことから、各種キャンペーンの実施や新規訪問、年金受給紹介運動等による口座獲得活動、職域金利優遇制度等新たな商品の開発・販売により、当組合の弱みでもあります若年層などの新たな年代の預金の取り込みを目指すなど、預金・基盤強化に向けた推進を図っております。

また、相続や贈与並びに原発事故による避難者の県外移住による預金流失も徐々に顕在化しており、相続関連業務や震災特例に基づく対応など、高齢者マーケット拡大による預金の確保や避難解除後の取引先確保に向けた対策も積極的に取り組んで参ります。

ア. 年金受給口座の獲得・定期積金を主力商品とした預金増強

ア. 年金受給口座の獲得

地域の高齢化の中におきまして、振込により集まる預金として年金受取口座の獲得は重要性を増しておりますことから、年金お届けサービスや年金受給紹介運動、更には、金利を上乗せした年金定期等を活用して推進を図っております。

【年金受給獲得件数一覧表】

《平成28年4月（2016年4月）～令和元年5月（2019年5月）末現在》

（単位：件）

	平成28年4月 平成30年11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	合計
獲得件数	318	△16	14	△25	15	△26	17	297

ア. 定期積金を主力とした預金増強

当信用組合はお客様への戸別訪問による営業活動を実践しており、このことからお客様とのフェイス・ツー・フェイスの関係維持のため定期積金を主力商品としておりますことから、引続き推進を図っております。

【定期積金契約高純増一覧表】

《平成28年4月（2016年4月）～令和元年5月（2019年5月）末現在》

（単位：百万円）

	平成28年4月 平成30年11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	合計
純増額	1,166	43	△104	△48	29	48	△39	1,096

イ. 各年齢層に対応した預金増強活動

預金増強のために、若年層から高齢者まで各年齢層に対応した商品を開発し販売しております。

【職域スクラム積金残高一覧】

《令和元年5月（2019年5月）末現在》

（単位：件、百万円）

	本店	相馬港支店	鹿島支店	原町支店	新地支店	相馬西支店	いわき支店	亘理支店
件数	243	76	174	284	36	40	42	42
契約高	479	121	291	604	74	76	136	34
	大河原支店	岩沼支店	蔵王支店	浪江支店	大熊支店	富岡支店	合計	
件数	93	78	62	1	6	2	1,179	
契約高	117	107	71	3	36	4	2,159	

（５）人材育成のための方策の進捗状況

当信用組合は、東日本大震災の地震及び津波被害、そして福島第一原子力発電所の事故や営業区域拡大に伴う職員不足から、積極的な新卒採用を行い、現在、若年層職員が多く在職しております。この現状を踏まえ、地域を取り巻く厳しい環境の中で、現在、そして将来に向けて、当信用組合の経営体質の強化や地域の発展に資するため、高度化、専門化する業務へ対応できる人材や総合力を発揮できる人材を組織的に育成するために、平成 28 年（2016 年）度より取組を開始した「長期経営計画」の人材育成に基づき、「①人材育成は、個々人の適性を見極め適性に合った育成をし、その能力を有効活用する。②全職員を育成対象とし、それぞれの役割を明確にし、その役割に基づいた育成を行う。③特に「入組 10 年程度までの職員」、「入組 10 年から 20 年程度までの職員」を段階的、重点的に育成する。」を基本として、内部の人材育成マインドを醸成し、職員の能力の全体的な底上げを図るとともに、顧客目線に立ち、地域金融機関の職員として何ができるかを考え、それらを成し得る知識、技量及び経験を持った人材の育成を目指して各種研修等の実施及び各種セミナー等への派遣を実施しております。

更に、OJTにより主任以下の職員に対して、個人ごとに指導担当者・指導責任者を明確にし、育成管理シートを作成して習得状況の管理を行うなど常に育成に関するPDCAを行う態勢としております。

又、地域企業のイノベーションを促進する高度な目利き力と支援力を有する支援人材を育成するため、当信用組合の幹部職員 1 名に「地域イノベーションアドバイザー塾」を受講させております。

【各種研修、セミナーへの派遣の取組】（平成 30 年 4 月（2018 年 4 月）

～平成 31 年 3 月（2019 年 3 月））

研修・セミナー等名	研修日数	受講者数
新入職員研修	2 日	8 人
融資業務の基礎知識講座	2 日	4 人
事業先融資推進講座	2 日	4 人
融資推進活性化講座	2 日	5 人
女性リーダー研修	2 日	2 人
アンガーマネージメント講座	2 日	4 人
窓口・金融法務講座	2 日	4 人
I T セキュリティ対策講座	1 日	1 人
人事制度活用講座	2 日	1 人
AML／C F T オフィサー研修	3 日	3 人
新入職員研修（相馬商工会議所主催）	1 日	8 人

【通信講座】（平成 30 年 4 月（2018 年 4 月）～平成 31 年 3 月（2019 年 3 月））

講座名	受講期間	受講者数
初級職員講座	4 ヶ月	8 人
中級職員講座	4 ヶ月	10 人
上級職員講座	4 ヶ月	1 人
財務分析講座	4 ヶ月	3 人
コーチングで活かす OJT 実践コース	3 ヶ月	4 人
雑談力・傾聴力をもとに顧客深耕する方法を学ぶ講座	4 ヶ月	4 人
マネーローンダリング対策講座（役席以上対象）	2 ヶ月	41 人
マネーローンダリング対策講座（主任以下対象）	1 ヶ月	42 人

3. 剰余金処分の方針

当信用組合は、地域に根差した協同組織金融機関として、組合員の皆様から出資金をお預かりして信用組合事業を行い、利益剰余金の中から配当金をお支払いしてまいりました。

東日本大震災後の平成 24 年 3 月（2012 年 3 月）期決算におきましては、多額の与信関連費用を計上したことから、配当は行いませんでしたが、平成 25 年 3 月（2013 年 3 月）期以降の決算におきましては、震災以前の水準の配当を実施するとともに、内部留保の積み上げを行っております。

また、優先出資による資本支援に対する配当は、所定の方法に従った配当金支払を実施しております。

なお、平成 31 年 3 月（2019 年 3 月）期以降におきましても、引き続き、当信用組合を支えていただいております組合員の皆様に対する安定した配当並びに優先出資による資本支援に対する配当を実施・継続するとともに、内部留保の充実に取り組んでまいります。

4. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策の進捗状況

（1）経営管理に係る体制及び今後の方針

① ガバナンス体制

当信用組合は、重要な経営上の意思決定機関として、常勤理事 5 名と非常勤理事 4 名の 9 名で構成する理事会を設置しているほか、常勤理事による常務会において日常的な業務執行を担っております。

理事会では、「内部統制基本方針」や、これに基づく「法令等遵守基本方針」、「顧客保護等管理方針」及び「統合的リスク管理方針」を制定し、その重要性をあらゆる機会を通じて全役職員に対して周知徹底することで、透明性のある業務運営と、適切な経営管理態勢の確保に努めております。

② 内部統制基本方針に基づく監査

当信用組合では、内部監査部署である監査部を理事長直轄の組織とし、その独立性を確保しております。

監査部は、「内部統制基本方針」に基づく監査を通じて、各部署における内部管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及びリスク管理態勢の有効性を評価し、問題点の発見・指導に留まらず、改善方法にまで踏み込んだ提言を行っております。

③ 強化計画の進捗管理

強化計画につきましては、経営改善支援委員会が一元的に管理を行い、その状況を常務会に報告するとともに、常務会は、進捗状況の確認と施策の検証を実施し、計画に掲げる取組みが捗々しくない場合には、経営改善支援委員会に対し、原因究明と改善策の検討・策定を指示することとしております。これまでに、各担当部署より定期的な状況報告を受け、一元的な進捗管理を行っておりますほか、進捗管理に関する資料の検討・策定等を指示しております。

さらに、常務会は、理事会に対し上記計画の進捗や検討・指示事項を報告しており、牽制機能の強化に努めております。

(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針

① 内部監査体制

当信用組合では、理事の業務執行の適切性を確保するために監事を選任しており、各種会議や理事会に出席するとともに、必要な所見を述べております。さらに、監事会の開催のほか、当信用組合の内部管理部門である監査部と連携し、業務執行の適切性の検証と、理事会への検証結果の報告を行っております。

なお、監査部につきましては、他部門との利益相反関係の遮断と独立性の確保の観点から理事長直轄としており、当信用組合内の内部管理態勢等を監査し、また、業務執行上の問題点にかかる改善の提言を行っております。

さらに、当信用組合ではコンプライアンス醸成の重要性を十分認識していることから、理事会に於いてコンプライアンス・プログラムの実施状況や苦情・要望の報告等を活用し、また店長会議においては常時コンプライアンスを議題とした研修等を実施することで、理事同士並びに管理職の善管注意義務や監視義務等の意識の徹底を図っております。

② 外部監査体制

強化計画の進捗状況の管理・監督、経営戦略や基本方針についての客観的な立場からの評価・助言を受け、経営の客観性・透明性を高めるため、信用組合業界の系統中央金融機関である全信組連の経営指導を定期的に受けるとともに、原則として毎年、全国信用組合監査機構監査を受けることとしております。

さらに、経営全般の業務運営の健全性確保のために、将来的な強化計画の実施状況確認も含め、YAC公認会計士共同事務所における定例監

査を受けることとしております。

(3) 与信リスクの管理及び市場リスクの管理を含む各種リスク管理の状況並びにこれらに対する今後の方針

① 信用リスク管理

当信用組合では、お客様との融資にかかる基本方針であるクレジットポリシーを制定し、これを具体化した「信用リスク管理方針」や「信用リスク管理規定」に基づく与信管理の徹底や審査体制の充実、モニタリング等により、信用リスクの軽減を図っております。

具体的には、信用リスク管理システム、担保不動産評価管理システムを基にした厳格な審査の実践や、「大口与信先」「延滞債権等の管理債権先」など常時管理する先を抽出し、毎月営業店に於いて状況を把握すると共に本部にも報告させ月次債権管理を行っております。

また、常務会に対し月次債権管理状況の報告等を行い、経営陣が適切にリスクの把握ができる体制としております。

② 市場リスク管理

当信用組合では、市場リスクの適切な管理と検証を行っていくため、「統合的リスク管理方針」並びに「リスク管理方針」さらには「市場リスク管理規定」を定めております。

また、上記管理方針に基づき、年度ごとに余裕資金運用方針・計画を策定するとともに、国債・地方債等の安全性の高い債券を中心に運用しております。

加えて、マーケット環境の変化により時価が大きく変動した場合への備えとして、各種アラームポイントやロスカットルールを設けております。

市場リスク管理態勢につきましては、リスク管理部署によるモニタリングを実施し、その結果についてALM委員会を通じて定期的に常務会へ報告することで、経営陣が適切に評価・判断できる体制を整えております。

③ 流動性リスク管理

当信用組合では、直面する流動性リスクを適切に管理していくための方針・規定を制定しており、月3回定期的に資金の動きをモニタリングする体制としております。

これにより、資金面で重大な動きがある場合は速やかに担当理事を通

じて常務会に報告するなど迅速な対応をとることが可能となり、資金繰りの安定化が図られております。

④ オペレーショナル・リスク管理

当信用組合では、オペレーショナル・リスクの統合的な管理の重要性に鑑み、事務・システム・法務などの各種リスクに分類のうえ、各種リスクの特性や統制の有効性などに応じた個別の管理を行っていくことにより、全体のリスク管理の適正性を確保しながら、当該リスクの発生防止と発生時における想定損失額を極小化することで、お客様からの信用・信頼を高め、経営の維持・安定を図っております。

具体的には、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、レピュテーションリスク（風評リスク）、災害・犯罪リスク及び人事労務リスクに特定し、各リスクについて、所管部署を定めております。

所管部署は、各種方針、規定、マニュアルを遵守させる取組みを強化しており、リスクの極小化及びリスクの顕在化の防止に努めております。

さらに、事務リスクの未然防止における対応といたしまして、全ての事務ミスに関して発生原因の分析を行い、常務会へ定期的に報告するとともに、全部店に周知することで、類似事案の再発防止と注意喚起を行っております。

⑤ 情報開示の充実

当信用組合では、地域密着型の金融機関として、地域の住民であるお客様や組合員の皆様に対し、当信用組合への理解を深めて頂き、また、経営の透明性を確保するためにも、迅速かつ充実した経営情報を開示し、日々、積極的な営業活動に前向きに取り組んでおります。

ディスクロージャー誌については、決算期ごとに法令で定められた開示内容以外に、経営理念、リスク管理態勢、コンプライアンス管理態勢の状況をはじめ、震災からの復興状況や、地域経済への貢献に関する情報等をわかりやすく伝えられるように作成し、窓口に備え置くほか、当信用組合のホームページ上でも公開しております。

また、9月期においても経営内容に関するミニディスクロージャー誌を作成し、ディスクロージャー誌と同様の方法で開示しております。